

生駒市選挙管理委員会告示第40号

生駒市公職選挙事務執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年3月31日

生駒市選挙管理委員会委員長 山本 清一

生駒市公職選挙事務執行規程の一部を改正する告示

生駒市公職選挙事務執行規程（平成元年10月生駒市選挙管理委員会告示第33号）の一部を次のように改正する。

第6条中「押す」を「押すべき」に改める。

第7条の見出し中「及び投票用封筒」を「及び不在者投票用封筒」に改め、同条第1項中「の仮投票用封筒に押す印」を「の規定による仮投票用封筒並びに令第53条第1項、第59条の4第4項及び第59条の5の4第7項の規定による不在者投票用封筒に押すべき印」に、「とする」を「とし、刷込式とする」に改め、同条第2項を削る。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。